

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

国民年金保険料は地区の納税委員を通じて納付していたので、全期間納付していると思っていた。申立期間が未納となっていることに納付できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月14日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、35年10月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得し、36年4月から48年3月までの国民年金保険料を50年12月26日に特例納付（附則第18条）していることが確認でき、この時点において申立期間のうち48年10月から49年3月までの保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、昭和51年3月に49年4月から50年3月までの保険料を一括納付するなど、納付意識が高かったものと認められる上、申立期間当時、妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、資力に問題があった様子もうかがえないことから、過年度納付が可能な48年10月から49年3月までの保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、特例納付（附則第18条）の対象ではなく、申立人が特例納付を行った50年12月において時効により納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、平成3年4月から6年10月までを19万円、同年11月から7年3月までを18万円、同年4月から同年12月までを22万円、8年1月から同年3月までを18万円、同年4月を20万円、同年5月から15年3月までを22万円、同年4月から17年8月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から17年9月20日まで

A事業所における平成元年10月から17年8月までの間の給与明細書に記載されている給与総額と、ねんきん定期便に記載されている額が違っている。当時の給与明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人が給与明細書を提出した期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料額から、平成3年4月から6年10月までを19万円、同年11月から7年3月までを18万円、同年4月から同年12月までを22万円、8年1月から同年3月までを18万円、同年4月を20万円、同年5月から15年3月までを22万円、同年

4月、同年6月から同年8月、同年10月から17年3月、同年5月から同年8月までを26万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を提出していない期間に係る標準報酬月額については、その前後の期間における給与明細書の保険料額に見合う標準報酬月額が同額であることから、平成15年5月、同年9月、及び17年4月は26万円であると推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年10月1日から3年4月1日までの期間については、申立人の給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和31年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から同年9月1日まで

私は昭和31年4月ごろからB社に勤務しており（現在は、A社）、物品販売と配達をしていた。手元にある厚生年金保険被保険者証と被保険者資格取得確認通知書には、資格取得年月日が31年7月1日と記載されているのに、オンライン記録は資格取得年月日が同年9月1日とされ、申立期間が空白になっていることは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、資格取得日が共に昭和31年7月1日と記載されており、それは厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致していることから、A社は、同日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日が昭和31年7月1日から同年9月1日へと訂正されているが、訂正理由や訂正年月日の記載も無く、C年金事務所も訂正に係る経緯を不明としている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得年月日は訂正

されていないことを踏まえると、合理的な理由に基づく事務処理であったとは認められない。

さらに、申立人の同僚6人の厚生年金保険被保険者記録についても、申立人と同様に不自然な資格取得年月日の訂正が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得に係る記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は訂正処理が行われる以前の昭和31年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和31年9月の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで

ねんきん特別便の年金加入記録から、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間中、支店間の異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、40年11月から42年3月までの期間及び43年10月から45年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年11月から42年3月まで
③ 昭和43年10月から45年12月まで

私は、国民年金保険料を地区の納税委員を通じて納付していたので、全期間納付していると思っていた。申立期間が未納とされていることに納付できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町に保管されている被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人は昭和46年1月23日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、任意加入被保険者はさかのぼって加入することができないとされており、申立期間はいずれも未加入期間となることから、国民年金保険料を制度上納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料を地区の毎月の常会の日当番宅で納税委員に渡したと主張するが、申立期間当時、申立人及びその夫は共に国民年金に未加入（その後、夫は昭和50年12月26日に特例納付（附則第18条）済み）だったことから、保険料の納付時期についての申立人の記憶には矛盾が認められ保険料を納付した時期を特定できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から 62 年 8 月ごろまで
② 平成元年 4 月から同年 10 月まで

私は、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所に勤務した。しかし、両社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申述内容から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、当該事業所の商業登記簿謄本は確認できず、事業主の所在も不明のため、申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、オンライン記録から、申立人は、当該事業所に勤務していたとする期間において、国民年金に加入し国民年金保険料が申請免除及び未納となっていることが確認できる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

申立期間②について、申立人の申述内容から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、当該事業所の商業登記簿謄本は確認できず、事業主の所在も不明のため、申立期間②に係る厚生年金保険

の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録から、申立人は、当該事業所に勤務していたとする期間、国民年金に加入し国民年金保険料が法定免除となっていることが確認できる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 322 (事案 248 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から42年2月16日まで

私は、前回申し立てた内容のとおり、再度働くつもりだったので脱退手当金は受給しないことを職場の上司とも話し、継続しておいた方が良くと言われて退職したのに、脱退手当金を受給したことになる。自分で請求したことも受領したことも無い。領収書も無いのに支給されていると言われても納得ができない。当時は銀行にも郵便局にも口座は無かった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年5月17日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を計算したことが記録されていることや、脱退手当金支給報告書には申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことや、厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、脱退手当金を支給したのであれば、申立人が受領した領収書及び脱退手当金の支払金融機関を明らかにしてほしい

として再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が勤務していた事業所を管轄していたA社会保険事務所（当時）では、脱退手当金裁定請求書は廃棄され、保管されていないものの、申立人の脱退手当金については、申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を計算したことが記録されている上、支払処理が終了した後に作成される脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されていることから、再申立ての内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 26 日から 35 年 4 月 30 日まで
② 昭和 35 年 6 月 26 日から 40 年 9 月 30 日まで

脱退手当金を請求するための委任状を書いた記憶及び脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人の脱退手当金が、昭和 41 年 2 月 2 日に支給された記録が確認できる上、申立人の脱退手当金支給の基礎となる被保険者期間及び脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無く、その支給は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後であるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した年を含む 3 年間に、A 社 B 工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権を得ている女性 12 人の脱退手当金支給記録を調査したところ、10 人に支給記録があることが確認できる上、脱退手当金を受給した複数の同僚が会社の関与を申述していることから、同社では、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、A 社 B 工場を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず、直ちに国民年金に加入せず、31 か月間国民年金保険料を納付していないことから、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

なお、脱退手当金に係る代理請求や脱退手当金の取扱いについて、A 社は、当時の脱退手当金についての資料は残存していないため、社員に対し

て脱退手当金受給に関する説明を行った事実の有無については不明であるとしている。

加えて、申立人には、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 25 日から同年 11 月 1 日まで
申立期間、A社B営業所において、医療機械器具の検査などの仕事をしていた。厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社B営業所の親会社（C社）に保管されている給与明細書により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記申立期間における申立人の給与明細書からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、申立人が所持する当時の預金通帳に記載されている給与振込額は給与明細書における給与額と同額であったことが確認できる。

また、C社の人事担当者は、「申立期間当時の資料は給与明細書以外に保存されていないため詳細は不明。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。